

● 巣ごもり需要でペット人気

新型コロナウイルス感染症の流行による「巣ごもり需要」で、ペットの売り上げが増加しています。さらに輸入ペットは航空便の減便と航空運賃の値上げにより、価格が上昇していると報道されています。

ワシントン条約（絶滅のおそれのある野生動植物種の国際取引に関する条約）の対象種も輸入ペットとして国内で販売されています。その内訳をみると、爬虫類の輸入個体数が圧倒的に多く、魚類ではピラルクや淡水エイが輸入されました（図）。そのほとんどが附属書Ⅱ（輸出国政府の管理当局が発行する輸出許可書が必要）で、国内での取引は規制されません。

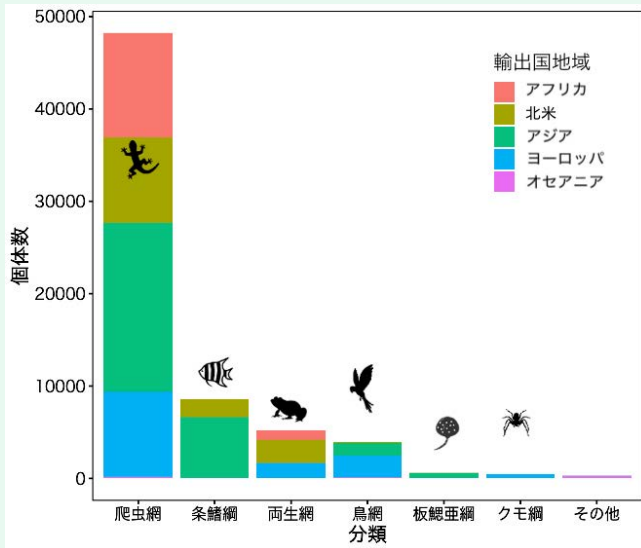


図 日本に輸入された、ワシントン条約の対象となっている動物（生体）  
 (データ:CITES Database 2018年 野生、飼育繁殖、捕獲後繁殖由来 商用 輸入数)  
 ※実験用とみられるカンクイザル、医療用とみられるヒル、水産養殖用とみられるチョウザメ類は除く

しかし、商業利用は種の保全の点からは懸念があります。例えば2018年にマダガスカルから日本へ輸出されたカメレオンは全て野生由来で1,395匹でした（日本の輸入データでは965匹、CITES Database）。環境保全の独立ニュースメディア「MONGABAY」は、マダガスカルのカメレオン貿易に詳しい人物による「マダガスカルのカメレオン輸出は公式の数の10倍から100倍」とのコメントを紹介しています。カメレオンは飼育が難しいこ

とから「使い捨て」ペット取引が野生個体に深刻な脅威を与えていると、この記事では警告しています。

需要があれば金銭を得るために密猟が行われ、附属書Ⅱ掲載種なら税関の目を逃れて国内に持ち込めば国内取引は規制されないため、消費者は密猟を疑わずに買ってしまいます。買う人がいなければ、密猟されることもないのです。



● 海外で売られている日本の希少種

一方、日本の希少種も違法に採取され、欧米で販売されています。例えば南西諸島の固有種であるクロイワトカゲモドキなどトカゲモドキ属とイボイモリは、県の天然記念物や種の保存法の国内希少野生動植物種に指定されており、捕獲が禁止されていたにもかかわらず海外で販売されていました。日本政府はこれらの種のワシントン条約附属書Ⅲ掲載を申請し、2021年2月14日から国際取引には輸出国政府の許可が必要になりました。

これらの種の他にも、IUCNレッドリストに国際的なペットとしての利用があると記載されている日本固有種に、シリケンヤモリ、イシカワガエル、ミヤコカナヘビなどがあります。

法律の強化とともに、密猟の取り締まりと違法取引の摘発の強化も急がれますが、野生動物ペットの需要が発端となって犯罪が起きていることも忘れてはなりません。

「巣ごもり需要で高まるペット人気…経済的事情から手放すケースも」  
 読売新聞 2020/09/17 12:39

「なぜ？小動物ペット値上がり コロナで航空貨物が高騰」  
 NIKKEI STYLE 最終更新:2/28(日) 19:30

“Pet trade relies on ‘disposable’ wild chameleons from Madagascar”  
 by Chris Scarffe on 20 January 2021 Mongabay